

○本宮市創業支援補助金交付要綱

令和7年7月4日

告示第101号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市での創業を促進し、にぎわい創出及び産業の振興を図るため、本市で創業する者に対し、予算の範囲内で交付する本宮市創業支援補助金(以下「補助金」という。))について、本宮市補助金等の交付に関する規則(平成19年本宮市規則第56号。以下「規則」という。))に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 創業 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人が、所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業等の届出により、新たに事業を開始する場合

イ 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、当該新たに設立された法人が事業を開始する場合

ウ 既に事業を営んでいる個人又は法人が、既存事業とは日本標準産業分類の中分類以上が異なる新事業を開始する場合

(2) 創業の日 個人事業者にあつては開業の日、法人にあつては法人設立の日をいう。

(3) 空き店舗等 1箇月以上営業その他の使用がなされていない店舗又は事務所又は倉庫又は住居であつて、申請日の属する年度の前年度の3月31日までに不動産登記法(平成16年法律第123号)第27条第1項第2号に定める表示に関する登記がなされているもの

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 補助金の交付申請を行う年度内に創業し、営業を開始する者であること。

(2) 個人事業者にあつては、実績報告の日までに市内に住所を有し、法人にあつては、実績報告の日までに市内を本店所在地及び納税地とした法人登記が行われ、かつ代表者が市内に住所を有していること。

(3) 実績報告の日までに産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第127条に基づく認定を受けた創業支援等事業計画により定める特定創業支援等事業による支援を受け、本宮市の発行する、当該支援を受けたことの証明書(有効期限の切れていないものに限る)を有していること。ただし、前条第1項第1号ウに規定する創業で、最初の創業後5年を経過している場合は、特定創業支援等事業として定める経営・財務・人材育成・販売の方法に関する知識を習得していると市長が認める者であること。

- (4) 本宮市の創業支援等事業計画において連携又は協力して創業希望者に対する支援を行う機関として位置づけられた団体その他(以下「創業支援等協力機関」という。)と継続的な支援関係にある又はその見込みがあること。
 - (5) 市税等の滞納がないこと。
 - (6) 営業に際し許認可が必要な場合は、当該許認可を取得し、又は創業の日までに取得する見込みがあること。
 - (7) 市内店舗において週4日以上の営業を行うこと。
 - (8) 市内店舗において、3年又は規則第19条第1項ただし書及び第2項において定める期間のうち、いずれか長い期間以上営業を行うこと。
 - (9) この告示又は本宮市創業者空き店舗活用支援補助金交付要綱(令和4年本宮市告示第106号)に基づく補助金の交付を受けていないこと。
 - (10) 国、県又は市の実施する同様の補助金等の交付を受けていないこと。
 - (11) 本宮市暴力団排除条例(平成24年本宮市条例第3号)第2条第1項第1号から第2号に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
 - (12) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に係る法律(昭和23年法律第122号)第2条において定める事業を行う者でないこと。
 - (13) 公共法人、政治団体、宗教法人でないこと。
 - (14) チェーン店、フランチャイズ契約又はこれに類する契約による事業ではないこと。
 - (15) その他、本補助金の趣旨・目的と照らし合わせ適当な者であること。
- (補助対象事業等)

第4条 補助金の対象となる事業(以下、「補助対象事業」という。)は、別表第1に掲げるものとする。

- 2 補助上限額は、補助対象事業ごとに定め、同表に掲げるものとする。
- (補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費(以下、「補助対象経費」という。)は別表第2に掲げる経費とする。

- 2 経費区分ごとの補助上限額は、同表に掲げるものとする。
- 3 補助対象経費は、交付決定の日以降から、実績報告の日までの間に要した経費とし、交付決定の日より前に要した経費は対象としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は補助対象経費に2分の1を乗じて得た額の合計とし、補助上限額以下の金額とする。

- 2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助事業者等は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画(実績)書(様式第2号)

(2) 収支予算(決算)書(様式第3号)

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定する。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、交付決定通知書(様式第4号)により補助事業者等に通知する。
(事業計画の変更)

第9条 補助金の交付決定を受けた補助事業者等が、提出した事業計画書又は収支予算書において次の各号に該当する変更をしようとするときは、事業計画等変更承認申請書(様式第5号)を提出し、市長の承認を得なければならない。

(1) 補助対象経費の10分の3以上の減額をしようとするとき。

(2) 補助金を増額しようとするとき。

(3) 事業計画内容の重大な変更をしようとするとき。

2 市長は前項の変更申請書の内容を審査し、その結果を事業計画等変更承認通知書(様式第6号)により補助事業者等に通知する。

(実績報告)

第10条 補助事業者等は、事業が完了したときは、事業実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画(実績)書(様式第2号)

(2) 収支予算(決算)書(様式第3号)

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により実績報告書が提出されたときは、審査又は調査を行い、当該補助に係る事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額確定通知書(様式第8号)により、補助事業者に通知する。

2 前項の額確定通知を受けた補助事業者等は、補助対象経費とした店舗、備品等を使用し、営業を開始することができる。

(補助金の請求及び交付)

第12条 前条の額確定通知を受け、営業を開始した補助事業者は、補助金交付請求書(様式第9号)により、市長に補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、補助事業者等に補助金を交付する。

(補助金の交付決定の取消し又は返還)

第13条 市長は、補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けた補助事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金交付申請書及び事業実績報告書等に虚偽の記載があったとき。
- (2) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件その他この告示に違反したとき。

(財産処分制限)

第14条 取得財産等については、当該年度から減価償却期間の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間を経過するまでの間は、市長の承認を受けないで、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

2 補助事業者等は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(本宮市創業者空き店舗活用支援補助金交付要綱の廃止)

2 本宮市創業者空き店舗活用支援補助金交付要綱(令和4年本宮市告示第106号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日の前日までに、前項の要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1(第4条関係)

区分	補助対象事業	補助上限額
通常型	補助の対象者による創業	100万円
空き店舗活用型	補助の対象者による、空き店舗等を活用した創業。ただし次の各号のすべてを満たす者とする。 (1) 創業にあたって市内の空き店舗等を新たに取得又は賃借して事業を行うこと。 (2) 創業にあたって取得又は賃借する市内の空き店舗等(以下「当該空き店舗等」という。)において、過去に営業その他の使用を行っていた者でないこと。 (3) 個人事業者にあつては、当該空き店舗等の所有者本人でなく、かつ当該空き店舗の所有者の3親等以内の親族でないこと。法人にあつては、当該空き店舗の所有者が法人の役員又は取締役の3親等以内の親族でないこと。 (4) 当該空き店舗等への移転により、それまでに使用	250万円

	していた店舗等を空き店舗等としないこと。	
地域資源活用型	補助の対象者による、地域の資源を活用し、地域課題の解決に資する創業。ただし次の各号のすべてを満たす者とする。 (1) 創業にあたって、本市の地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。 (2) 事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。 (3) 補助対象者にとって、これまでの取組とは異なる新たな事業であること。 (4) 補助対象経費のうち、地域金融機関、日本政策金融公庫等から受ける融資額、地域活性化ファンドによる出資額又は民間クラウドファンディングの資金の総額が補助金交付額の2分の1以上であること。 (5) 本宮市商工会から、上記(1)から(4)までの要件を満たす事業計画であると確認を受けていること。	300万円

別表第2(第5条関係)

経費区分	補助対象経費	経費区分ごとの補助上限額
施設改修費	事業に必要な店舗等の改修工事に係る経費	定めなし
機械装置・備品費	事業に必要な機械装置や備品の購入に係る経費(1件の購入金額が5万円以上のものに限る。)	別表第1に掲げる補助上限額の20%(通常型は20万円、空き店舗活用型は50万円、地域資源活用型は60万円)とする。
広告宣伝費	事業に必要な広告・宣伝に係る経費	別表第1に掲げる地域資源活用型の場合は上限を200万円とする。

備考

- 1 以下の(1)～(7)に掲げる費用は対象外とする。
 - (1) 不動産の取得に要する費用
 - (2) 商品の仕入れや製造に直接的に要する費用
 - (3) 車両の購入に要する費用

- (4) 補助事業を実施する場所で行う事業以外に使用する備品等の購入等に要する費用
 - (5) 汎用性があり、当該事業にのみ使用することが明確に区別できない備品の購入等に要する費用
 - (6) 消費税及び地方消費税に相当する額
 - (7) その他、補助金の趣旨・目的と照らし合わせて適当でないと市長が判断する費用
- 2 別表第2に掲げるもののほか、その他補助金の趣旨・目的と照らし合わせて適当であると市長が認める費用は、補助対象経費とする。